



令和3年6月15日（火）からスマートフォン決済 アプリ「PayPay」で市税等の納付ができます

市税等にかかる納付の利便性向上のため、市役所や金融機関へ出向くことなく、いつでもどこでも支払いが可能な、スマートフォン決済アプリ「PayPay」で納付ができるようになります。

1 利用開始日 令和3年6月15日（火）から

2 対象費目

- ・ 市民税・県民税（普通徴収分）
- ・ 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- ・ 固定資産税（償却資産）
- ・ 軽自動車税（種別割）
- ・ 国民健康保険料
- ・ 後期高齢者医療保険料
- ・ 介護保険料

3 概要

スマートフォンに「PayPay」のアプリをダウンロードし、アプリ内「PayPay 請求書払い」を利用して、市税等の納付書に記載されたバーコードを読み取り決済する納付方法となります。

○事前にご準備いただくもの

- ・ コンビニエンスストア収納用バーコードが印刷された納付書
- ・ スマートフォン

○利用方法

- 1) 事前に「PayPay」の利用登録とチャージを行う。
- 2) タブ内の「請求書支払い」をタップする。
- 3) 起動したコードリーダーで納付書のバーコードをカメラで読み込む。
- 4) 読み取りに成功したら、お支払金額が表示される。
- 5) 表示内容を確認して決済（お支払い）を行う。



やさシティ、まつど。
matsudo

○注意事項

- ・ 30万円を超える納付、バーコード印字のない納付書、納期限（使用期限）が過ぎた納付書は対応していません。
- ・ 領収証書が発行されないため、お支払い後、すぐに納税証明書や納付済確認書が必要な場合は、市役所・支所・金融機関・コンビニエンスストアでの納付をお勧めします。
- ・ パソコン・フィーチャーフォン（ガラケー）での納付はできません。

4 近隣市の導入状況

- ・ 我孫子市（令和2年10月12日）
- ・ 鎌ヶ谷市（令和2年11月1日）
- ・ 船橋市（令和2年12月1日）
- ・ 市川市、柏市、野田市（令和3年4月1日）

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市財務部収納課 ☎047-366-7325

FAX 047-365-9302 ✉ mcshuunou@city.matsudo.chiba.jp